



山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (10)

目 次

選挙管理委員会関係

訓 令

○山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1

選挙管理委員会関係

訓 令

山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中 「総務部総合政策局市町村課長」 を 「企画振興部市町村課長」 に、「総務部総合

政策局市町村課の課長補佐」を「企画振興部市町村課課長補佐」に、「行政の事務」を「総務」に、

「総務部総合政策局市町村課庶務係長」 を 「企画振興部市町村課庶務係長」 に、「総務部総合政策局市

町村課に」を「企画振興部市町村課に」に、 「置賜総合支庁総務企画部地域振興課の課長補佐」 を

「置賜総合支庁総務企画部地域振興課課長補佐（総務を担当するものに限る。）」 に、 「庄内総合支庁総務企画部地域振興課の課長補佐（地域振興の業務を担当するものに限る。）」 を

「庄内総合支庁総務企画部地域振興課課長補佐」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成23年4月1日印刷
平成23年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056